

建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告書

(既存建築物法適合調査関係)

(第一面)

建築基準法第12条第5項の規定に基づき報告を求められた建築物の現況を次のとおりに報告します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

また、本報告書が確認済証及び検査済証と同等では無いことを理解しています。

塩尻市長 様

令和 年 月 日

報告者 氏名 _____ 印

調査者 () 級建築士
() 登録 第 号
氏名 _____ 印

【1. 報告に至る経緯】

- ☐ 建築確認を受けずに建築した。
- ☐ 建築確認は受けたが、検査済証の交付を受けなかった。
- ☐ その他 ()

【2. 報告主旨】

< 是正工事が不要な場合 >

- ☐ 確認図書等と現況に相違がないことを確認した。
- ☐ 確認図書等と現況に相違はあるが、建築当時の建築基準法に適合していることを確認した。
- ☐ 確認図書等が存在しないため、現況調査により図面を作成した上で建築当時の建築基準法に適合していることを確認した。

< 是正工事が必要な場合 >

- ☐ 確認図書等と現況に相違はあるが、本報告で示す是正工事計画を実施することで、建築当時又は現行の建築基準法に適合することとなる。
- ☐ 確認図書等が存在しないため、現況調査により図面を作成し検討したところ不適法な部分が発覚したが、本報告で示す是正工事計画を実施することで建築当時又は現行の建築基準法に適合することとなる。

< 上記以外の場合 >

- ☐ その他 ()

【3. 現在計画している建築行為等】

- ☐ 報告対象の建築物と別棟での増築等
- ☐ 報告対象の建築物と同一棟での増築等
- ☐ 報告対象の建築物の用途変更 (変更前用途: _____ ⇒ 変更後用途: _____)
- ☐ その他 ()

※収受欄	※受理欄	本報告を受理した。 印
令和 年 月 日	令和 年 月 日	
第 号	第 号	

報告者等の概要

【1. 報告者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【2. 代理者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】 【FAX番号】

【3. 調査者又は報告書作成者】 (代表となる者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 本報告のために作成した図書】

(代表となる者以外の調査者又は報告書作成者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 本報告のために作成した図書】

【4. 建築設備に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた図書】

【5. 是正工事を行う場合の工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する図書】

【6. 是正工事を行う場合の工事施工者】

【イ. 氏名】

【ロ. 営業所名】 建設業の許可()第 号

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【7. 備考】

(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

(是正工事無し：現況を記載 是正工事有り：是正後を記載)

【1. 地名地番】			
【2. 住居表示】			
【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】			
☐ 都市計画区域内 (☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域)			
☐ 都市計画区域外			
【4. 防火地域】 ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 指定なし			
【5. その他の区域、地域、地区又は街区】			
【6. 道路】			
【イ. 幅員】		m	
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】		m	
【7. 敷地面積】			
【イ. 敷地面積】	(1) (	) (	) (
	(2) (	) (	) (
【ロ. 用途地域等】	(	) (	) (
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】			
	(	) (	) (
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】			
	(	) (	) (
【ホ. 敷地面積の合計】	(1)	m ²	
	(2)		
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】			
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】			
【チ. 備考】			
【8. 主要用途】 (区分)			
【9. 現在計画している工事の種別】			
☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替 ☐ 計画無し			
【10. 建築面積】	(報告部分	) (報告以外の部分) (合計	)
【イ. 建築面積】	(	) (	) (
【ロ. 建蔽率】		%	
【11. 延べ面積】	(報告部分	) (報告以外の部分) (合計	)
【イ. 建築物全体】	(	) (	) (
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】	(	) (	) (
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】	(	) (	) (
【ニ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】	(	) (	) (
【ホ. 自動車車庫等の部分】	(	) (	) (
【ヘ. 備蓄倉庫の部分】	(	) (	) (
【ト. 蓄電池の設置部分】	(	) (	) (
【チ. 自家発電設備の設置部分】	(	) (	) (

【リ.貯水槽の設置部分】 () () ()
【ス.住宅の部分】 () () ()
【ル.老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】
() () ()
【7.延べ面積】 m²
【7.容積率】 %

【12.建築物の数】

【イ.報告に係る建築物の数】

【ロ.同一敷地内の他の建築物の数】

【13.建築物の高さ等】 (報告に係る建築物) (他の建築物)

【イ.最高の高さ】 () ()

【ロ.階数】 地上 () ()

地下 () ()

【ハ.構造】 一部 造

【ニ.建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 ☐有 ☐無

【ホ.適用があるときは、特例の区分】

☐道路高さ制限不適用 ☐隣地高さ制限不適用 ☐北側高さ制限不適用

【14.許可・認定等】

【15.是正工事の有無】 ☐有 ☐無

【16.是正工事が有る場合の工事着手予定年月日】 平成 年 月 日

【17.是正工事が有る場合の工事完了予定年月日】 平成 年 月 日

【18.是正工事内容】 (別紙にまとめる場合はその旨記載)

【19.備考】

(第四面)

報告対象の建築物別概要

(報告対象の建築物のみ添付すること。是正として棟全体を撤去する場合は添付不要。)

【1. 棟名】

【2. 用途】 (区分)
(区分)
(区分)

【3. 構造】 一部 造

【4. 耐火建築物等】

☐耐火建築物 ☐準耐火建築物 (イ-1) ☐準耐火建築物 (イ-2)
☐準耐火建築物 (ロ-1) ☐準耐火建築物 (ロ-2)
☐耐火構造建築物 ☐特定避難時間倒壊等防止建築物 ☐その他

【5. 階数】

【イ. 地階を除く階数】 階
【ロ. 地階の階数】
【ハ. 昇降機塔等の階の数】
【ニ. 地階の倉庫等の階の数】

【6. 高さ】

【イ. 最高の高さ】 m
【ロ. 最高の軒の高さ】 m

【7. 建築設備の種類】

【8. 床面積】	(報告部分)	(報告以外の部分)	(合計)
【イ. 階別】 (階)	()	()	()
(階)	()	()	()
(階)	()	()	()
(階)	()	()	()
(階)	()	()	()
(階)	()	()	()
【ロ. 合計】	()	()	()

【9. 確認等履歴】 (過去に同一棟増築を行っている場合はその部分毎に記載すること)

【イ. 建築年度】

【ロ. 確認の有無】 ☐有 ☐一部有 ☐無

【ハ. 確認の日付及び番号】 令和・平成・昭和 年 月 日 、 第 号

【ニ. 確認図書等の有無】 ☐有 ☐一部有 ☐無

【ホ. 検査済の有無】 ☐有 ☐一部有 ☐無

【ヘ. 検査済の日付及び番号】 令和・平成・昭和 年 月 日 、 第 号

【10. 是正工事が有る場合の是正内容】

【11. 備考】

(第五面)

報告対象以外の建築物別概要

(報告対象以外の建築物のみ添付すること。棟全体を撤去する場合は添付不要。)

【1. 棟名】				
【2. 用途】 (区分)				
【3. 構造】 一部 造				
【4. 階数】 地上 階 地下 階				
【5. 高さ】				
【イ. 最高の高さ】 m				
【ロ. 最高の軒の高さ】 m				
【6. 延床面積】 m ²				
【7. 確認等履歴】 (過去に同一棟増築を行っている場合はその部分毎に記載すること)				
【イ. 建築年度】				
【ロ. 確認の有無】 ☐ 有 ☐ 無				
【ハ. 確認の日付及び番号】 令和・平成・昭和 年 月 日 、 第 号				
【ニ. 確認図書等の有無】 ☐ 有 ☐ 無				
【ホ. 検査済の有無】 ☐ 有 ☐ 無				
【ヘ. 検査済の日付及び番号】 令和・平成・昭和 年 月 日 、 第 号				
【8. 備考】				

(第六面)

現在計画している建築行為等の概要 (計画が無い場合は添付不要)

【1. 工事種別】

☐別棟増築 ☐同一棟増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更 ☐大規模の修繕 ☐大規模の模様替

【2. 計画建築物の延べ面積】 ㎡

【3. 計画建築物の用途】

【4. 計画建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【ハ. 階数】 地上 () 地下 ()

【ニ. 構造】 造 一部 造

【5. 備考】

◆ 記入要領 ◆

- ・位置図、配置図、平面図、立面図を添付すること
- ・報告対象外の建築物は添付不要。また、是正工事として棟全体を撤去する場合、当該撤去する建築物は添付不要。
- ・報告対象の建築物が複数ある場合は棟毎に作成すること。
- ・「適否判定欄」は、現行法に適合しているかで判断すること。
○：現行法に適合 ×：現行法に不適合 ー：用途や規模等により現行法の適用無
- ・「既存不適格欄」は、適否判定欄が×である場合、建築当時の規定に適合しているかで判断すること。
○：建築当時の規定に適合 ×：建築当時の規定に不適合
- ・「適否判定欄」及び「既存不適格欄」がともに×の場合は是正工事を要するため、是正計画を図面等により示すこと。
- ・「適否判定欄」に○若しくは×を記入した場合は「根拠図書欄」を記入すること。
- ・「根拠図書欄」には、適否を判断するに至った根拠図書の図面名及び写真番号を記載すること。該当する図面や写真が複数ある場合はその全てを記載すること。また、写真は撮影位置を図面等に図示すること。
- ・適否を判断するに至った根拠図書について、特定行政庁又は建築主事が当該図書を求めない場合には添付不要。ただし、根拠図書の添付を不要とした場合も、調査者の責任において適否の判断は必要となる。

【集團規定】 【棟名： 】 【建築年： 】

チェック項目					適否 判定	既存 不適格	根拠図書
集 団 規 定	①	道路関係	接道長さ	法43条			
			セットバック	法42条2項			
			道路内建築	法44条			
	②	用途地域		法48条			
	③	容積率		法52条			
	④	建ぺい率		法53条			
	⑤	外壁の 後退距離		法54条			
	⑥	高さの限度		法55条			
	⑦	斜線制限	道路斜線	法56条1項1号			
			隣地斜線	法56条1項2号			
			北側斜線	法56条1項3号			
	⑧	高度地区		法58条			
	⑨	日影規制		法56条の2			
⑩	防火・ 準防火地域		法61～64条				

長野県	特殊建築物	第28条			
建築基準法施行条例	出入口(車庫)	第35条			
	出入口(車庫)	第36条			
	屋外への出口	第37条			
建築基準関係規定のうち建築基準法令の規定以外の規定	一	令9条			

【単体規定】 【棟名： 】 【建築年： 】

エック項目				適否 判定	既存 不適格	根拠図書	
単 体 規 定	⑪	防火・ 耐火関係	大規模建築物の 主要構造部	法21条			
			屋根	法22条			
			延焼の恐れのある外壁	法23条			
			木造建築物等の 特建の外壁	法24条			
			大規模木造 建築物の外壁	法25条			
			防火壁	法26条			
			耐火、準耐火 建築物	法27条			
			防火区画(面積)	令112条 第1項～3項			
			防火区画(高層)	令112条 第5項～7項			
			防火区画(竪穴)	令112条 第9項			
			防火区画(用途)	令112条 第12項～13項			
			防火区画 (スパンドレル)	令112条 第10項～11項			
			防火区画 (防火設備)	令112条 第14項			
	防火区画 (貫通処理)	令112条 第15項～16項					
		間仕切り壁	令114条				
	⑫	一般構造	敷地の衛生・安全	法19条			
			採光	法28条1項			
			換気	法28条2項			
				法28条3項			
石綿等			法28条の2 第1項1号				
			法28条の2 第1項2号				

		シックハウス	法28条の2 第1項3号			
		地階居室	法29条			
		長屋共同住宅の 界壁	法30条			
		便所	法31条			
		便所の採光・換気	令28条			
		天井高	令21条			
		床高、防湿	令22条			
		階段	令23条			
		手摺	令25条			
		傾斜路	令26条			
⑭	避難施設	客席からの出口	令118条			
		廊下	令119条			
		直通階段	令120条			
		2以上の直通階段	令121条			
		避難階段及び 特別避難階段	令122条 令123条			
		物販店舗における 避難階段等の幅	令124条			
		屋外への出口	令125条			
		出口の施錠	令125条の2			
		屋上広場	令126条			
		排煙設備	令126条の2 令126条の3			
		非常用の照明装置	令126条の4 令126条の5			
		非常用の進入口	令126条の6 令126条の7			
		敷地内通路	令128条 令128条の2			
⑮	特殊建築物 の内装	—	法35条の2			
⑯	無窓居室の 主要構造部	—	法35条の3			
⑰	建築設備	避雷設備	法33条			
		非常用エレベーター	法34条2項			

		建築設備の 構造強度	令129条の2 の4			
		給水・排水その他の 配管設備	令129条の2 の5			
		換気設備	令129条の2 の6			
⑮	構造規定 (共通)	材料の品質	法37条			
		構造部材の劣化	令37条			
		地盤の状況	令38条			
		基礎	令38条			
		屋根葺き材等の 緊結方法	令39条			
	仕様規定 (木造)	木材の品質	令41条			
		土台及び基礎との 緊結	令42条			
		柱の小径	令43条			
		横架材の欠込み	令44条			
		筋交い	令45条			
		構造耐力上必要な 軸組等	令46条			
		継手、仕口	令47条			
		木造校舎	令48条			
		外壁内部等の 防腐措置	令49条			
	仕様規定 (鉄骨造)	鉄骨の材料	令64条			
		有効細長比	令65条			
		柱脚	令66条			
		接合部	令67条			
		高力ボルト	令68条			
		ブレースの配置	令69条			
		柱の防火被覆	令70条			
⑯	仕様規定 (RC造)	コンクリートの材料	令72条			
		継手、定着	令73条			
		コンクリートの強度	令74条			
		柱の構造	令77条			
		床版の構造	令77条の2			
		はりの構造	令78条			

			耐力壁	令78条の2			
			かぶり厚さ	令79条			
	㊹	構造計算	—	令80条の3 ～ 令99条			
長野県 建築基準法施行条例			長屋	第12条			
			車庫	第24条			
			区画	第25条			
建築基準関係規定のうち建築基準法令の規定以外の規定			—	令9条			